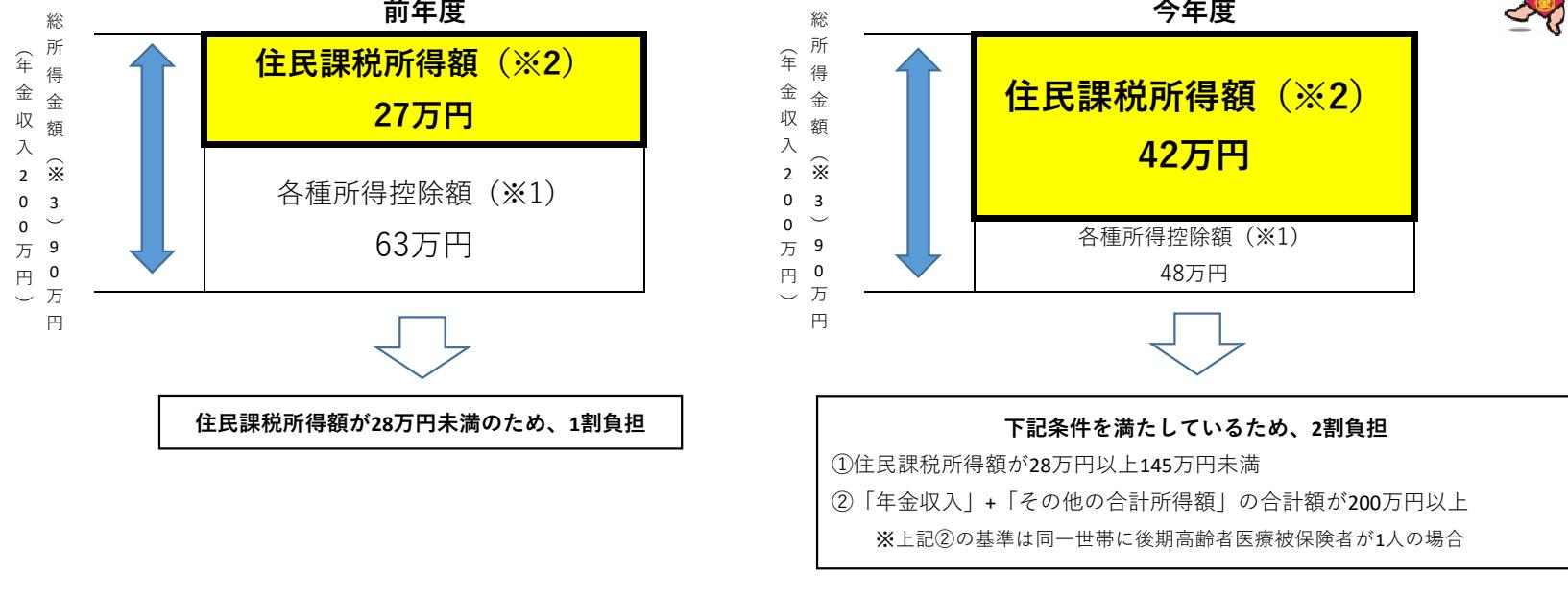


Q 前年度と今年度の収入額が同じだったとしても、なぜ負担割合が変わることがあるのですか？

A 各種所得控除額（※1）が下がったことにより、住民課税所得額（※2）があがると、2割負担の基準を満たす場合がございます。

具体例

前年度と今年度の年金収入が200万円、控除額が前年度は63万円、今年度が48万円の場合



※あくまで一例です

注意

- （修正）申告により、控除額があがり、住民課税所得額が下がる可能性があるかたは市民税課または税務署にお問い合わせください。
- （修正）申告後に再判定を行った結果、負担割合が変更になる場合は“負担割合変更後の資格確認書”を送付いたします（概ね1ヶ月後）。

※1 各種所得控除額とは所得額から差し引くことができる社会保険料控除、医療費控除等を指します。

※2 住民課税所得額とは総所得額等から、各種所得控除額を差し引いて、算出したものです。

毎年6月頃に市（区）町村から送付される納税通知書で確認いただけます。

※3 総所得額とは収入額から控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額などの必要経費）を差し引いて算出したものです。

例：年金収入が200万円、各種所得控除額が63万円のかた

200万円（年金収入）-110万円（公的年金等控除額）= 90万円（総所得額）

90万円（総所得額）-63万円= 27万円（住民課税所得額）

受けられる給付

◆一部負担金の割合

病気やケガで診療を受けるときは、マイナ保険証または資格確認書を医療機関等の窓口で提示して、かかった医療費の1割・2割・3割のいずれかを負担します。

※健康診断、予防接種、差額ベッド代、仕事中の病気やケガ（労災）など、保険診療対象外のものは給付の対象となりません。

一部負担金の割合は、毎年8月1日に、当該年度の住民税課税所得額に基づき判定されます。

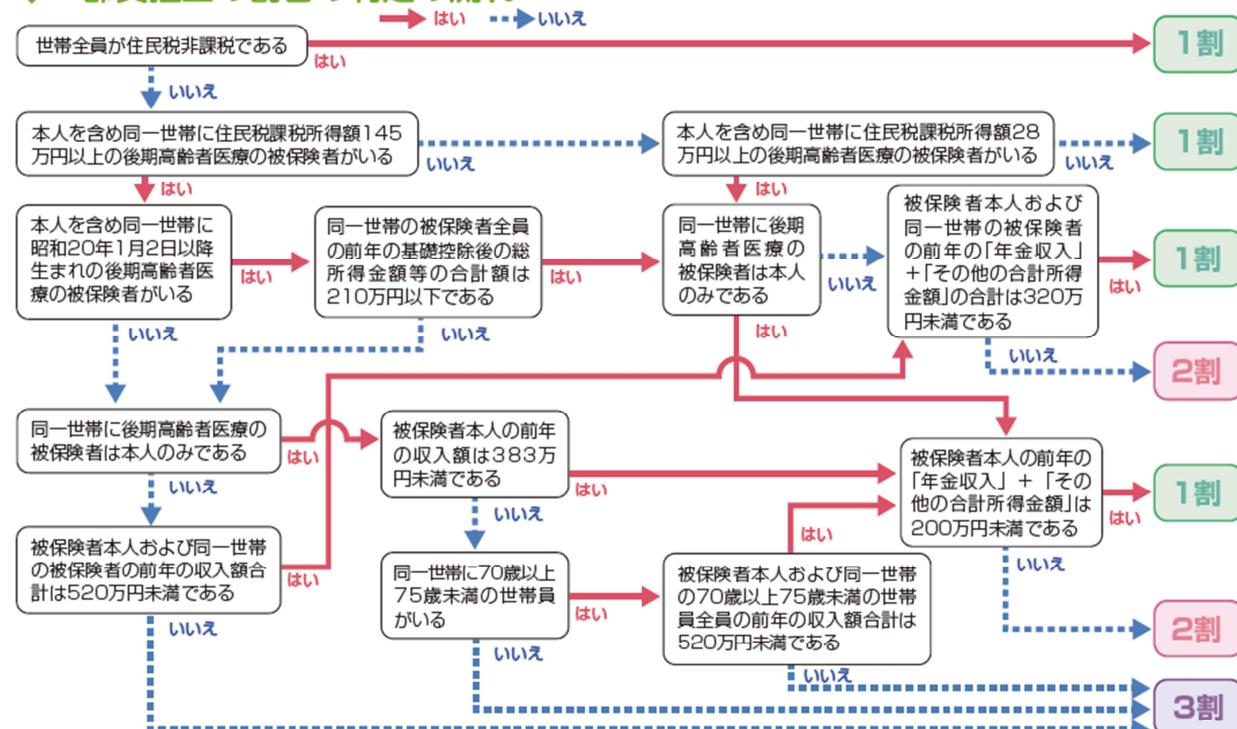
※令和7年8月～令和8年7月までの一部負担金の割合は、令和7年度の住民税課税所得額と令和6年中の収入額で判定します。

※判定後に所得更正（修正）があった場合は、8月1日にさかのぼって再判定します。また、世帯状況の異動があった場合は、随時、再判定を行い、一部負担金の割合が変わる場合は、原則、異動のあった翌月から適用されます。

所得区分	一部負担金の割合	判定基準
現役並み所得者	3割	同一世帯に住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方
一般II	2割	以下の①②の両方に該当する方 ①同一世帯に住民税課税所得額が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方 ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人……………200万円以上 ・被保険者が2人以上……………合計320万円以上
一般I ・ 低所得	1割	同一世帯の後期高齢者医療の被保険者全員が住民税課税所得額28万円未満の場合または上記①に該当するが②には該当しない方

詳しくはP.8～9の判定の流れをご覧ください。

◆一部負担金の割合の判定の流れ



※「住民税課税所得額」とは、収入金額から必要経費を差し引いた総所得金額等から、地方税法第314条の2に記載されている各種所得控除額（社会保険料控除、医療費控除等）を差し引いて算出したものをい。毎年6月頃に市（区）町村から送付される納税通知書で確認いただけます（納税通知書には、課税標準額と記載されていることがあります）。なお、免税となる内用牛の売却による事業所得については、住民税課税所得額に含まれます。

※「収入額」とは、所得税法上の収入額（退職所得に係る収入額を除く）であり、必要経費や特別控除を差し引く前の金額です。不動産や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するために確定申告した場合の売却金額は、収入額に含まれます。

※「年金収入」とは、公的年金等控除額を差し引く前の金額です。遺族年金や障害年金は含まれません。

※「その他の合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する「合計所得額」より長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算し、公的年金の雑所得を除いた金額です。

※「前年」とは、令和6年1月1日から12月31日までを指します。

※療養の給付を受ける日の属する年の前年（1月から7月までの場合は前々年）の12月31日時点で、被保険者が世帯主で同一世帯に合計所得額（給与所得がある場合は、給与所得額から10万円を控除、0円を下回る場合は0円とする）して計算した額）が38万円以下の19歳未満の方がいる場合、当該年度の住民税課税所得額から下記の金額の合計額を引いた金額により、一部負担金の割合を判定します。

●16歳未満の方の人数×33万円

●16歳以上19歳未満の方の人数×12万円

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、1割または2割負担となります。